

令和7年度 第11回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和8年2月25日(月)			
召集場所	山北町役場 防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和8年2月25日 午後1時30分		
	閉会	令和8年2月25日 午後2時30分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	磯崎 加代子	○	
	2番	瀬戸 雅弘	○	
	3番	瀬戸 由紀子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	室伏 正裕	○	
	6番	田淵 康男	○	
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○	
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	○	
	推進委員 岸地区	石田 文也	○	
	推進委員 共和地区	和田 一良	○	
	推進委員 清水地区	池田 和則	○	
	会議録署名委員	4番	細谷 晋之	5番
出席した事務局		事務局員	加藤、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第11回総会会議録

令和8年2月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それではについて事務局から説明願います。

事務局 : 1ページをご覧下さい。議案25号中間管理事業に基づく農用地利用集積等推進計画について説明します。

申請地は、山[]の[]m²です。中間管理機構の神奈川県農業会議から[]へ賃貸借権が設定されます。こちらは、新規案件となっています。[]はかながわ農業サポーターという制度を利用して1,000m²から3,000m²の農地を借り受けます。

2ページから6ページが計画書です。2ページをご覧ください。令和8年4月1日から令和11年3月末までの3年契約で賃料は[]で年間[]円です。

6ページをご覧ください。[]は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農業従事者は本人のみです。研修先の[]から山北町へ引っ越し予定とのことです。

7ページから9ページが全部事項証明書です。

10、11ページが位置図と拡大図です。対象地は[]にあることがわかります。

12、13ページが公図兼写真方向図です。

14、15ページが石田推進委員に現地確認していただいた時の写真です。水路が整備されており、平坦な場所のため耕作はしやすい場所であることが確認できました。以上です。

議長 : 現地を確認した石田推進委員から何かありますか。

池田推進委員 : 事務局の説明したとおりです。

議長 : 何か意見等がありますか。(特になしの声) 特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第25号は承認されました。続きまして議案第26号について事務局から説明願います。

事務局 : 16ページをご覧下さい。議案26号農地法3条の規定による許可申請について説明します。

申請地は、[]の[]m²です。

譲渡人の[]から譲受人の[]へ所有権を移転します。

17ページから24ページが申請書です。それでは2ページの2許可を受けようとする土地の所在等をご覧ください。今回、申請地は贈与されます。理由としましては譲渡人が耕作を続けるのが困難となり、土地を手放したいためです。

20ページをご覧ください。譲受人は露地野菜、果樹類を作付け予定です。

現在、所有している大型農機具はありませんが今後導入するとのことです。

譲受人の自宅から農地までは300m、徒歩4分程度とのことでいつでも管理が可能な場所に住んでいます。

21 ページをご覧ください。同居している世帯員ですがとても若く、息子については将来的に農業を仕事にしたいとのことです。

25、26 ページが全部事項証明書です。

27、28 ページが位置図と拡大図です。地図上で[]の周辺であることがわかります。

29 ページが公図兼写真方向図です。

30、31 ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。平坦かつ水路が脇にあるため耕作がしやすいことを確認しました。

議長 : 現地を確認した石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 耕作しやすい場所だと思います。現在トラクターがないとのことなので一度耕起しようと思います。

議長 : 何か意見はありますか。

室伏委員 : どのような経緯で贈与となったのか。今まで安くても売買という形が多かったと思うが。

事務局 :

お []

室伏委員 : お互いは知り合いか。

事務局 : 知り合いで譲渡人のほうから譲受人にもらわないかという提案があった。

議長 : その他何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員) よって議案第26号は承認されました。続きまして議案第27号について説明願います。

事務局 : 32 ページをご覧ください。議案27号農地法3条の規定による許可申請について説明します。

申請地は、[]の面積 [] m²です。

譲渡人の [] から譲受人の [] へ所有権を移転します。

33 ページから40 ページが申請書です。それでは33 ページの2許可を受けようとする土地の所在等をご覧ください。今回、申請地は実売価格 [] 円で売買されます。

36 ページをご覧ください。譲受人は露地野菜、果樹類を作付け予定です。

譲受人の自宅から農地までは10m、徒歩30秒程度とのことでいつでも管理が可能な場所に住んでいます。

41 ページが全部事項証明書です。

42、43 ページが位置図と拡大図です。地図上で [] の周辺であることがわかります。

44 ページが公図兼写真方向図です。

45、46 ページが池田推進委員に確認していただいた時の写真です。周囲に木が

生えていることがわかりますが、必要に応じて伐採し光を入れていくとのことでした。

議長 : 現地を確認した池田推進委員から何かありますか。

池田推進委員 : 自宅の横なので管理をするうえで問題ないことと思われます。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員)
よって議案第 27 号は承認されました。続きまして議案第 28 号について説明願います。

事務局 : 47 ページをご覧ください。議案 28 号農地法 3 条の規定による許可申請について説明します。こちらは以前の農地法 3 条の申請が抜けていた箇所になり、計画としては同じです。

申請地は、[] の面積 [] m²です。

譲渡人の [] から譲受人の [] へ所有権を移転します。

48 ページから 55 ページが申請書です。それでは 48 ページの 2 許可を受けようとする土地の所在等をご覧ください。今回、申請地は実売価格 [] 円で売買されます。

51 ページをご覧ください。譲受人は露地野菜、果樹類を作付け予定です。

譲受人の自宅から農地までは 200m、徒歩 5 分程度とのこといつでも管理が可能な場所に住んでいます。

56 ページが全部事項証明書です。

57、58 ページが位置図と拡大図です。地図上で [] の周辺であることがわかります。また譲受人の自宅との位置関係も近いことがわかります。

59 ページが公図兼写真方向図です。

60、61 ページが池田推進委員に確認していただいた時の写真です。現地は急斜面のため簡易的な階段を造らないと耕作場所に行くまで大変であることを確認しました。

議長 : 現地を確認した池田推進委員から何かありますか。

池田推進委員 : 事務局の説明したとおりです。

議長 : 何か意見はありますか。ここでできるかわかりませんが最近是不耕起栽培というものがあるようです。

議長 : その他何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員)
よって議案第 28 号は承認されました。続きまして議案第 29 号について説明願います。

事務局 : 62 ページをご覧ください。議案 29 号農地法 5 条の規定による許可申請について説明します。申請地は [] の [] m²です。 [] から [] に賃貸借権が設定されます。
転用目的は、仮設工事用地で新東名高速道路建設に伴う仮設工事用地としてつかわれます。

63 ページが申請書です。3 転用計画 (3) をご覧ください。工事期間は令和 11 年 3 月末までとなっております。

64、65 ページが全部事項証明書です。

66、67 ページが位置図と拡大図です。地図上で [REDACTED] の周辺にあります。

68 ページが公図です。69 ページが土地利用計画図です。

70、71 ページが磯崎推進委員に確認していただいた時の写真です。前回と変わらない利用方法のため問題ないことと思われま

議長 : 現地を確認し磯崎推進委員から何かありますか。

磯崎推進委員 : 事務局の説明したとおりです。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第 29 号は承認されました。続きまして議案第 30 号について説明願います。

事務局 : 72 ページをご覧ください。議案 30 号農地法 5 条の規定による許可申請について説明します。申請地は、 [REDACTED] の [REDACTED] m²です。

[REDACTED] から [REDACTED] に使用貸借権が設定されます。

転用目的は、自己住宅で [REDACTED] です。

73 ページが申請書です。3 転用計画 (3) をご覧ください。工事期間は令和 8 年 9 月末までとなっております。

74 ページが全部事項証明書です。

75、76 ページが位置図と拡大図です。地図上で [REDACTED] の周辺にあります。

77 ページが公図です。78、79 ページが土地利用計画図です。

80 ページから 82 ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。前道路は広くまた平坦であることを確認しました。

議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 事務局の説明したとおりです。

議長 : 何か意見はありますか。

瀬戸 (雅) 委員 : 電柱は移設するのか。

事務局 : 移設の話は聞いておりません。

室伏委員 : [REDACTED]

事務局 : [REDACTED]

室伏委員 : [REDACTED]

事務局 : [REDACTED]

室伏委員 : [REDACTED]

事務局 : [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 その他

議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は 3 月 25 日 13 時 30 分からということよろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願ひします。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(14:30)